

# 安保法制違憲訴訟あいち NEWS

No.5  
2019.08.22

安保法制違憲訴訟の会あいち 発行

## 参院選において改憲阻止 決意を新たに



今後3年間で日本は大きく変わります。財政再建は手つかずのまま金融緩和は10年とな

り、オリンピックなど財政出動はやがて限界を迎えます。政府が国の借金を返す気がないことは世界中に知れ渡り、国債は返さなくても良いというMMTなどという経済理論も現れました。はたして本当でしょうか。

国会では何の議論もないまま、政府は米国の有志連合・イラン制裁に自衛隊を派兵する準備をしています。万が一戦争となれ

ば、国民生活は増々苦しいものとなるでしょう。

8月2日、核なき世界の理想を目指す中距離核戦力(INF)廃棄条約が失効しました。アメリカ、ロシアに中国を加え新たな核軍拡のはじまりとなるかもしれません。武力による平和は幻想であると知るべきです。

大勢の人を短期間だけ騙すことはできます。少数の人を長期間騙すことができるかもしれません。しかし、大勢の人を長期間騙すことはできません。確実な答えは未来にあります。安保法制違憲訴訟を通して「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにする」という私たちの決意を新たなものにしたいと思います。(A.Niwa)

## 第4回 口頭弁論

### 原告意見陳述に臨む

原告 石川勇吉さん

現憲法施行3日目の47年5月5日。仏教、キリスト教、神道などの団体による全日本宗教平和会議が開かれ、戦争を阻止できなかったことへの「慚愧」と、「人類史上類いなき崇高なる理想」としての憲法9条実現に向けた決意を表明しました。私の父はこの会議を知らないが、表明内容は彼が得た結論と同じ。多くの宗教者が、父の苦悩に似た経験をされたことが想像されます。この表明は、戦後日本の宗教者平和運動の原点といえます。

安倍政権の数に頼った審議と採決による安保法制。それは父の、そして多くの宗教者の苦悩をあざ笑うようで、怒りを覚えます。

裁判所が、戦後宗教者の原点を理解し、今も続く確かな歩みに応えて下さることを願います。

原告 磯貝治良さん

人は死ぬまでは生きる。民衆の闘いも勝つまでは負ける。裁判も勝訴するまでは敗訴する。だから、負けいくさは勝つまでの通り道。まわり道も道草も苦にしない。

口頭弁論では代理人の弁論と原告の意見陳述が法理と条理において被告国を圧倒している(裁判所をも?)。とは言っても、選挙が一票差でも落選したら意味ないように、裁判では「原告勝訴」の判決文を書かなくては意味がない。

意見陳述で裁判所および裁判官の戦争責任/戦後責任に言及したのは、その思いから。司法が責任を意識すれば当然、安保法制法の違憲性をまっとうに判断するはず。

提出した陳述書では司法の歴史責任を具体的に書いたが、意見陳述では時間制限のため大幅に削った。

次回  
傍聴席を  
満席に!

📅 9月20日(金)  
第5回 口頭弁論

10:00 集合 名古屋地裁南側  
11:00 開廷 名古屋地裁1号法廷  
12:30 報告集会 桜華会館 松の間

📺 8月31日(土)  
第4回 裁判前学習会

「憲法を武器として」上映  
13:00開場 13:30開始 参加費800円  
イーブルなごや 視聴覚室

# 弁護団意見陳述の狙い

## 「違憲立法審査権」の行使を 裁判所はためらうな！

平松清志 弁護士 (第6準備書面)

私たちは、安保法制が日本国憲法9条に違反していることを裁判所に認めさせるために裁判を起しました。裁判所が憲法判断に踏み込むことをどうやったら実現できるのか。それを考え抜かなくてはなりません。

準備書面(6)は安保法制制定の「立法行為」そのものが違法・違憲であると主張するものです。

国会の立法行為それ自体が違憲・違法なケースなんというのはごくごく限られた例外的な場合です。しかし、安保法制の立法はその内容からも手続からも、そのごく限られた例外的な場合である、と私たちは主張しています。

また、これまでの判例は、違法性があつたかどうかは、

公権力の主体がその行使に際して遵守すべき行為規範又は職務義務に違反したか否かという基準によって判断されるとしています。この基準では、各国会議員の新安保法制法の立法過程における行動が遵守すべき行為規範又は原告ら国民に対して負う職務上の法的義務に違反したかどうかによることとなります。しかし、国会議員が憲法を尊重し擁護すべき義務を負っている以上、憲法に違反する内容の法律の制定行為に加担するのは、遵守すべき行為規範又は国民に対して負う明確な職務義務違反ではないでしょうか。

裁判所としては、新安保法制法の違憲性について、十分な審理を尽くして、憲法が裁判所に課した職責を全うすべきです。

安保法制の国会審議のさなか、圧倒的多数の学者が憲法違反と述べる中で、政府与党は、最終判断は、裁判所が、最高裁が行うとそぶいていました。そこまで言われて裁判所が憲法判断をためらう必要はないでしょう。裁判所は、憲法に誠実に向き合うべきです。

## 被告国の主張は誤り

平井宏和 弁護士 (第7準備書面)

私が担当した準備書面(7)は、国が主張する国家賠償法1条1項の違法性のあり方に対して反論を行ったものです。以下はその骨子です。

国は、『最高裁昭和60年11月21日判決以降の判例は「職務行為基準説」を採用しており、国賠法上の違法性は、権利ないし法律利益の侵害を前提として、公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反したか否かにより判断されるのであって、侵害行為の態様・程度と被侵害利益の種類・内容との相関関係において違法性が判断されるとする原告らの相関関係論を失当』としていますが、これは誤りです。すなわち、原告らも「職務行為基準説」を前提としており、このことと原告の主張する相関関係論とは相容れないものではありません。

最高裁は、「国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらずあえて国会が当該立法を行うというごとき、容易に想定しがたいような例外的な場合でない限り、国家賠償法上1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けないものと言わざるを得ない」と判示しており、本件は、まさに「容易に想定しがたいような例外的な場合」なのです。

そして、立法不法行為の場合には、職務行為基準説を採用しつつ、より一層、被侵害利益の種類・内容と侵害行為の態様との相関関係を考慮すべきと考えます。有識者に憲法に反すると指摘されるような法律の制定には、特に慎重に検討すべきで、憲法の趣旨、目的、被侵害利益の種類、内容及び侵害の程度等に照らし、国会議員が、それによって損害を受けたと主張する個人の国民との関係で、当該立法行為を行ってはならないという職務上の注意義務を負っていたにもかかわらず、その義務に違反して、憲法に違反することが明白な立法を行った場合には、国賠法上、違法となるのです。

## 抵抗権について

中谷雄二 弁護士 (第8準備書面)

準備書面8では、次のような主張をしました。近代国家は社会契約により、国家を形成したとされます。代議制民主主義によって形成された国家意思(法律という形式をとる)は、法的には国民の意思だとされます。しかし、法的に擬制された国家意思と真実の主権者国民の意思が異なることがあります。特に小選挙区制により議席数と民意の乖離が激しく、一票の格差訴訟で違憲・違憲状態と判断されている現在の国会の状況では、真実の国民の意思とかけ離れることは容易に起こります。そのとき、真実の主権者意思を示して、擬制された法的国家意思を

否定するのが抵抗権です。その意味で抵抗権の根拠は、国民主権にあります。抵抗権を行使すべき場合とは、憲法秩序の崩壊が進行している時です。抵抗権行使の本来的機能は、事前の憲法秩序の崩壊を阻止することにあります。そして、国家権力が「悪魔化」するのを防ぐためには、その兆候が現れた最初に闘わなければなりません。主権者国民は、将来の国民から人権保障の体系である憲法秩序を守ることを主権者国民に託され(97条)、そのために不断の努力が求められています(12条)。同時に憲法は、裁判官を含む公務員に憲法上憲法尊重擁護義務を科し、憲法秩序の破壊に対して、抵抗する責務を定めました(99条)。安保法違憲訴訟は国民の抵抗権の行使です。

裁判官が、憲法が科した抵抗権行使の責務に基づき正しく判断することを期待します。

## 報告集会

裁判の後、弁護士会館で報告集会がありました。これまでの3回の口頭弁論で裁判に対する国の姿勢は明らかです。被告の陳述に耳を傾けず相手にしないという姿勢です。それは国会における安倍政権の野党に対する態度と重なるものではないでしょうか。

報告集会は民主主義の危機を憂える原告、サポーター、その他支援者でほぼ満席、発言者の語気には熱気が感じられました。

### コメントあれこれ

石川勇吉さん



今日は父が残した写真を持ってきました。日時を聞かれ答えられなかったので証拠としては使えませんでした。寺で講話をしている写真、みそぎをしている写真などです。さらに満州の地図があります。満州国建国以前に日本が満州国を作ろうとしていたことを示す地図です。中国の偽満皇宮博物院が、この地図が本物であることを示す「収蔵証書」もあります。私は、陳述でお話した「兵戈無用(ひょうがむよう)」のプラカードをもって国会にも行きました。この教えを大切に生きてゆく決意です。

(石川さんは用意した写真と収蔵証書を高くかざして語りかけました。)



磯貝治良さん

「人間は、みずからあるところのものに対して責任がある」というサルトルの言葉を紹介しました。過ちを起し責任が生じるのではなく、人間の存在そのものに責任があるということです。サルトルがファシズムと闘う中で得た言葉です。ファシズムを許してはなりません。それは闘うことです。

このままでは戦争になってしまいます。市民は市民として、裁判所は裁判所として責任があります。過ちが起きてからでは遅い。今日の中谷弁護士の陳述にもつながります。

治安維持法のもとでは検察の取り調べ調書がそのまま裁判の判決文となってしまいました。その反省もなく再びそのようなことがあってはならないという思いで原告となり、陳述しました。

(磯貝さんは中谷弁護士を近くに呼び止め、自らの陳述と抵抗権とのつながりを強調しました。)

# クローズアップ弁護団

どんな思いで参加していますか？



## 憲法の存在意義を問う訴訟

伊藤朋紀弁護士

### プロフィール

三重県桑名郡多度町(現在は桑名市)出身  
四日市高校, 名古屋大学法学部, 名古屋大学法科大学院修了  
2011年弁護士登録  
弁護士法人春日井法律事務所(パートナー)  
名古屋大学法科大学院非常勤講師(憲法)

そもそも、「憲法」は、「法律」とは異なり、一人一人の個人を規制するものではなく、国家等の公権力を規制するために存在するものです。公権力は絶えず濫用され得るものであり、ひとたび濫用された場合には、個人の尊厳や人権等に取り返しのつかない損害が生じる危険性があるためです。憲法は、個人が様々な人格的な個性を持ち、いずれもかけがえのないものであることを前提としています。私は、このような憲法の理念を大学生時代に知り、非常に勇気付けられました。

これは、決して理想や綺麗事や自己満足ではなく、極めて生々しい歴史的経験を踏まえた、リアリズムに基づ

くものです。残念ながら、私が弁護士登録をした以降、憲法の存在を意識せざるを得ないような立法や政策が繰り返されているように思われます。新安保法制法は、その最たるものです。

私が今回の訴訟に参加している理由は、非常に単純であり、新安保法制法が違憲であることは明らかであると考えているからです。違憲である法律については、違憲審査権を持つ裁判所が、明確に違憲であると判断しなければなりません。私は、そのために少しでも力を尽くすことができればと考えています。

### 全国の訴訟状況

全国の原告総数 7704名  
提訴済 計22地域 25裁判

札幌地裁は原告敗訴のため控訴  
広島は忌避申し立て中につき、次回期日未定

9/2 15:00 鹿児島 第7回 鹿児島地裁  
9/4 14:00 福岡 差止 第9回 福岡地裁  
9/4 14:00 群馬 第9回 前橋地裁 \*原告尋問  
9/5 11:00 神奈川 第10回 横浜地裁  
9/9 15:00 大阪 第12回 大阪地裁 \*結審  
9/10 15:00 山梨 第7回 甲府地裁  
9/17 14:00 福岡 国賠 第10回 福岡地裁  
9/20 11:30 高知 第11回 高知地裁  
9/20 10:30 長野 第10回 長野地裁  
9/20 11:00 愛知 第5回 名古屋地裁  
9/24 13:30 沖縄 第12回 那覇地裁  
9/24 14:30 釧路 第9回 釧路地裁  
9/25 15:00 埼玉 第13回 さいたま地裁



10/7 11:10 長崎 第10回 長崎地裁  
10/2 13:30 福島 第10回 福島地裁いわき支部  
10/9 15:00 宮崎 第8回 宮崎地裁  
10/16 11:00 岡山 第8回 岡山地裁  
10/18 14:30 女の会 第10回 東京地裁  
10/24 14:00 大分 第11回 大分地裁  
10/30 14:00 東京 差止第12回 東京地裁 \*結審  
10/30 14:00 山口 第9回 山口地裁  
11/7 11:00 京都 第109回 京都地裁  
11/7 15:00 東京 国賠第12回 東京地裁 \*判決

2019/7/29 現在  
安保法制違憲訴訟の会HPより

# え、こんなに?!

## 安保関連法(2016. 3. 29施行)の運用・発動

### 適用第1弾

#### 南スーダンPKO部隊への新任務付与

- ◆ 2016/11 PKO(「国連平和維持活動」)部隊に新任務「駆け付け警護」の付与を閣議決定。「宿営地の共同防護」任務も認める。
- ◆ 2016/7 首都ジュバで政府軍と反政府勢力が激しい銃撃戦を展開(150人以上が死亡)。
- ◆ 2017/2 破棄したとされていた「日報」の存在が明らかに。7月の「日報」に「戦闘への巻き込まれに注意」の文言あり。しかし、稲田朋美防衛相は国会での追及に、「戦闘」を否定、「9条に抵触しないように「武力衝突」と言っている」と繰り返し答弁。
- ◆ 2017/3 国家安全保障会議、部隊の撤退を決定。→ 2017/5 PKO部隊撤収。結果的に「新任務」は実施(発動)されず。

### 適用第2弾

#### 自衛隊の米軍防護

- ◆ 2017/5 海上自衛艦「いずも」が房総半島沖で米海軍の貨物弾薬補給艦「リチャード・E・バード」を護衛。四国沖で海自「さざなみ」も合流。「武器等防護」の初適用。米艦が攻撃を受け、海自が反撃すれば、集団的自衛権の行使とみなされる(半田滋)。
- ◆ 2018/1 安倍首相、施政方針演説で自衛隊が米艦及び米航空機の防護(2件)を行った旨、公表。うち1件は、上記の米艦防護。米航空機防護の内容は秘匿されたまま。
- ◆ 2019/2 防衛省、2018年中に米艦防護(6件)、米航空機防護(10件)、合計16件の米軍防護を実施したと公表。2018年は米朝首脳会談(6月)を受け、北は核・ミサイル実験を中断、米国も韓国との大規模共同演習を中止していた、それにも関わらず、米軍防護は前年(2件)の8倍に急増。日米の軍事的一体化が加速(半田滋)。

### 適用第3弾

#### シナイ半島の「多国籍軍・監視団」への陸上自衛官の派遣

- ◆ 2019/4 エジプト・シナイ半島でイスラエル・エジプト両国軍の停戦・監視活動を実施する「多国籍軍・監視団」(MFO)に司令部要員として、陸上自衛隊の幹部(2人)を派遣することを閣議決定。→ MFOに自衛官派遣(4月下旬~11月末予定)。
- ◆ 国連が統括しない「国際連携平和安全活動」への初参加。
- ◆ 現地は、2011年のエジプト発の「アラブの春」以降、過激派組織によるテロが頻発、停戦監視の任務は過激派対応に変化している。
- ◆ MFOへの参加は多国籍軍への参加に道を開く可能性があり、安保関連法は底なしの広がりを見せ始めている(半田滋)。

### 補足

#### 2018「防衛大綱」「中期防衛力整備計画」の閣議決定(2018/12)

- ◆ 宇宙、サイバー空間への防衛力強化、護衛艦「いずも」の「空母化」、イージス・アショア(地上固定型ミサイル基地)の秋田・山口への設置(北朝鮮によるハワイ、グアム攻撃を想定?)、攻撃型戦闘機(F35)の大量導入(爆買い)を明記。
- ◆ 5年間の防衛費は、27兆4700億円(単年度平均5兆5000億円)を予定。
- ◆ 安保関連法の新たな展開に向けた軍備拡張計画。専守防衛からの逸脱(半田滋)。

## 今日は歴史的な日だ 前橋からの風を全国に

### はじめに

安保法制違憲訴訟において全国ではじめての証人尋問が行われました。全国ネットワーク代表である寺井弁護士は、集会において、「この安保違憲訴訟は歴史的な戦いであり、専門家3証人の尋問が実施される今日は歴史的な日だ」、「一点突破全面展開、前橋から風を全国に吹かせよう」と述べ、駆け付けた原告らは大いに活気づきました。

### 半田滋氏

証人尋問ではまず、半田滋氏が安保法制により生じた危険性を語りました。

南スーダンにおけるPKOや米軍の武器防護において交戦に至る可能性があった。さらに新防衛大綱により、安保法制の戦争立法としての性格がより一層明らかになっている。安保法制法は恒久法であるため、日本はアメリカの戦争への加担を拒否できなくなってしまった。アメリカが今後戦争をしないとはいえられない。そうすると、日本がアメリカの戦争に巻き込まれる蓋然性は十分にあり、安保法制法に対する不安を訴える原告らの主張はもっともである。

今まさに国会も開かれぬまま、政府がホルムズ海峡への有志連合参加準備を進めています。多くの国民がこのことに不安と疑問を感じていることは明らかです。

### 憲法学者志田陽子教授

次に、志田陽子氏が安保法制の成立及び施行により原告らに人格権侵害が生じたことを語りました。

戦争体験を持つ原告は、その生々しい記憶に苛まされてきた方だ。陳述書からは、こうしたトラウマが戦後も

続き、内心において常にこれと戦いながら平穏な生活を維持してきたことが読み取れる。こうした人々が、憲法9条に感銘を受け、自己の生き方の支えとして生きてきたことは尊重されるべき事実だ。

本訴訟において、多くの原告が安保法制定の経緯について怒りを表しているが、これは 主権者、すなわち、憲法改正の最終決定権者としての手続きへの参加から排除されたまま、承服しえない憲法状況に置かれていることに対する居ても立っても居られない焦燥感といえる。

### 宮崎礼壹元内閣法制局長官

最後に、元内閣法制局長官である宮崎氏が、安保法制が憲法の文言に違反していることを語りました。

憲法9条1項は「国際紛争を解決する手段として」の「武力の行使」を否定しているが、降りかかった火の粉を振り払うための個別的自衛権の行使であれば、「国際紛争を解決する手段として」の「武力の行使」にあたらぬ可能性を僅かに残している。しかし、集団的自衛権の行使は、他国間の紛争を解決するために、新たに武力紛争状態を発生させるものであるから、集団的自衛権の行使を認めた安保法制は一見明白に違憲である。

憲法9条2項は「戦力」の不保持を規定しているが、これまで自衛隊は、他国に脅威を感じさせる装備を持たないという理由で、辛くも「戦力」に該当しないとしてその合憲性が認められてきた。しかし、集団的自衛権の行使は、要請国に加えられた武力攻撃を排除するための武力行使であるため、多国間の武力紛争を鎮圧するに足る破壊力を有することになる。そうすると、自衛隊が保持する軍事力は、憲法が禁止する「戦力」であるとの評価を免れず、一見明白に憲法9条2項に違反する。

※安保違憲ぐんまニュースNo12より引用 (A.Niwa)



専門家(半田氏・志田氏・宮崎氏)証人尋問 傍聴記

# 闘いの勇気をもたらした素晴らしい証言

あいち訴訟弁護団 松本篤周事務局長

## はじめに

2019年6月13日、群馬における安保法制違憲訴訟において、専門家証人3名(東京新聞記者兼論説委員・半田滋氏、武蔵野美術大学教授・志田陽子氏、元内閣法制局長官宮崎礼壹氏)の証人尋問が行われました。私はどうしても歴史的な証言の場に立ち会いたく、群馬弁護団に無理をお願いして代理人席を確保していただいて傍聴することが出来ました。

当日は、160人を超える原告を含む傍聴希望者が前橋地方裁判所に集まり、10以上の報道機関が詰め寄せました。また、全国の弁護団から多くの弁護士が駆けつけ、愛知から参加した私のほか、釧路からは斎藤道俊、荒永毅各先生、埼玉からは北澤貞男先生、東京からは寺井一弘、田村洋三、伊藤真各先生、神奈川からは福田護先生、岡山からは河田英正、賀川進太郎各先生が駆けつけました。群馬訴訟以外の原告の方も大分、大阪、山梨、埼玉、東京から参加されました。証言の詳細と評価は安保違憲ぐんまニュースを読んでいただくこととし、証言内容のポイントをご報告します。

## 証言内容のポイント

### (1) 安保法制の違憲性、憲法の一義的な文言に違反していること

宮崎氏は証人尋問において、集団的自衛権の行使は、戦後一貫して違憲と解されてきたこと、集団的自衛権は行使できないという政府解釈は単なる答弁を超えて「国家の実践」として長年実践されてきたこと、それにもかかわらず、当時は一議員に過ぎなかった安倍晋三の解釈により歪められてしまったこと、集団的自衛権は国連憲章の理念からは例外的なものであり国連憲章で認められたのは冷戦の産物であること、冷戦が既に終わった今としては時代遅れであること、日本はむしろ集団的自衛権の縮小に向かうべきことを証言され、多くの

傍聴人に深い感銘を与えました。尋問のなかで、長年の「国家の実践」を支えてきた内閣法制局長官であった宮崎氏の安保法制に対する怒りが伝わってきました。

### (2) 安保法制の具体的な危険について

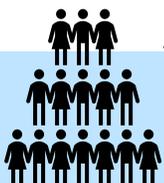
半田証人は、安保法制に基づく新任務の危険性(南スーダンPKO、米軍の武器防護の危険性)や、後方支援活動の危険性、アメリカが攻撃されるだけで存立危機事態が認定されること、今後アメリカが戦争をしないとは考えられず、アメリカが戦争をすれば日本が巻き込まれる蓋然性は高いこと、新防衛大綱は専守防衛政策から逸脱したものであり、こうした新防衛大綱は安保法制を前提として策定されたものであることを証言され、安保法制の危険がリアルに浮き彫りになったと思います。

### (3) 人格権侵害について

志田証人は、証人尋問前に事前に原告ら6名の陳述書を読まれ、証人尋問において、人格権侵害の分類をもとに、丁寧に各原告らについて人格権侵害が生じていることを説明されました。今後の私たちの陳述書作成にも参考になる証言であったと思います。

## 感想

札幌地裁の不当判決、東京などの証人申請却下など暗いニュースが続いた中で、前橋地裁において全国で始めて3名の専門家証人が採用され、尋問が実施されたことは、それ自体全国の安保法制違憲訴訟に大きな勇気と希望を与える出来事でした。またそれぞれの専門家の証言内容は、大変説得力があり、安保法制の違憲性について、理論的にも、被害の評価としても確信を抱かせるものでした。愛知でも証人尋問を勝ち取り、勝訴判決を目指して闘う糧を与えてもらったと思います。



## 傍聴のお誘い

傍聴席を満席にして裁判官に社会の関心の高さを示しましょう。陳述する原告や弁護団の後押しにもなります。次回も周りの人を誘って、力を合わせて満席を目指しましょう。



私は、敗戦直後に生まれた「戦争を知らない子どもたち」一期生です。1960年、中学の修学旅行で東京へ行き、国会前の安保条約反対デモの波を観光バスの中から見ました。

これまで2つの裁判を経験しています。1つは住友軽金属の強制出向無効裁判。2つはイラク訴訟です。2つとも名古屋高裁の青山裁判長でした。生涯に2つの裁判に勝った幸せ者です。

この裁判には原告申し込みが遅れサポーターとして参加しました。また、共謀罪の実験ともいわれる関西生コン労組つぶしに関心を持ち、支援しています。

サポーター 鈴木明男さん

日本人にとって憲法九条は、戦争を直視し反省に導く財産です。私たちには「戦争責任」はないが「戦後責任」があります。過去の戦争の原因を明らかにし、それが現在の政治・社会に潜んでいるなら、これを取り除いてゆかねばなりません。

原告 匿名

原告の方々の戦争体験を通して語られたお話には心を打たれました。明日戦争が起きてても不思議でない状況です。そうならないよう夏の選挙で安倍政権を倒し、クーデターともいえる改憲を阻止したいと思っています。

サポーター 匿名

今日はみなさまの意見を聴いて力づけられました。常識的に考えて「それは違うだろう」という感覚をもっと大切にすべきではないかと思いました。それにしても権力というのは恐ろしいものだと日々感じています。おまかせ民主主義では支配され殺されていくだろうという予想が現実化するのではないか。そんな世情です。それらに抵抗するためにも日々学ばねばと思っています。

原告 匿名

この訴訟は本当に勉強になる。「抵抗権」にふれた準備書面8は特に得心がきました。石川さん、磯貝さんの陳述もわかりやすいものでした。

しかし、他の準備書面は言葉の難しさもあり難解でした。「安保法制＝違憲」という自明の理と思える判決を得ることの大変さを知りました。

匿名



## 陳述書提出のお願い

原告陳述書の原稿を募集しています。提出していただいた原稿を弁護士からアドバイスを受けながら、陳述書に仕上げます。安保法制の成立により、原告本人が受けた権利侵害と被害を立証することが必要です。

※陳述書は右記メールアドレスへお送りください。

第5次締め切り日：2019年9月20日（金）



## 会費とカンパのお願い

2019年会費の入金をお願いします。  
みなさま、このままでは必要な資金がまもなく底をついてしまいます。  
一層のご支援をよろしく願いいたします。

ゆうちょ銀行

振込先 加入者名：安保訴訟あいち

郵便振替口座：00850-2-217427

☆同封した振込用紙をご利用ください。

原告の募集は終了しましたが、  
サポーターは継続して募集しております。

## 会計報告

2019年1月～6月

入金部	1,051,206円
繰越金	418,296円
原告年会費	396,000円 (108名分)
サポーター年会費	138,000円 (55名分)
参加費・カンパ	98,910円
出金部	584,117円
事務印刷費	50,165円
事業費	18,400円
郵便通信費	115,120円
弁護団経費	400,000円
雑費	432円
繰越金	467,089円



## 安保法制違憲訴訟の会あいち

〒453-0014 名古屋市中村区則武1-10-6

側島第一ノリタケビル2階 名古屋法律事務所

080-4521-5252

<https://anpoiken-aichi.jimdofree.com/>

[w.soshou.aichi@gmail.com](mailto:w.soshou.aichi@gmail.com)

<https://www.facebook.com/anpoiken.aichi>